

(参考)

合併協定書(案)作成に伴う「調整方針」の表現整理

協定項目	協議会において決定した調整方針	合併協定書に記載する調整方針
5 財産及び債務の取扱い	忠類村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、新町において設置する一般会計に属する基金については、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及びまちづくり基金（仮称）に整理統合するものとし、特別会計に属する基金については、合併時までに調整する。	忠類村の所有する財産及び債務については、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、新町において設置する一般会計に属する基金については、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及びまちづくり基金（仮称）に整理統合するものとし、特別会計に属する基金については、合併時までに調整する。
7 議会議員の定数及び任期の取扱い	1 忠類村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号の規定を適用し、幕別町の議会の議員の残任期間に限り、引き続き幕別町の議会の議員として在任するものとする。 2 略	1 忠類村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第7条第1項第2号の規定を適用し、幕別町の議会の議員の残任期間に限り、引き続き幕別町の議会の議員として在任するものとする。 2 略
10 一般職の職員の身分の取扱い	1 忠類村の一般職の職員は、 <u>市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</u> 2～6 略	1 忠類村の一般職の職員については、 <u>合併特例法第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</u> 2～6 略
11 特別職の身分の取扱い	1及び2 略 3 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。 4 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、幕別町の例により、合併時に統合するものとし、報酬額は、合併時までに調整する。 5 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものについては、合併時までに調整する。	1及び2 略 3 議会議員の報酬額等については、合併時までに調整する。 4 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数及び任期については、幕別町の例により、合併時に統合するものとし、報酬額については、合併時までに調整する。 5 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期及び報酬額等については、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものは、合併時までに調整する。

協定項目	協議会において決定した調整方針	合併協定書に記載する調整方針
14 事務組織及び機構の取扱い	<p>新町における事務組織及び機構については、以下の「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新町においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする。</p> <p>新町における事務組織・機構の整備方針</p> <p>1 総括方針</p> <ul style="list-style-type: none"> — 新町移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮した組織機構 — 住民が利用しやすい、わかりやすい組織機構 — 住民の声を適正に反映することのできる組織機構 — 簡素で効果的な組織機構 — 新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構 — 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構 — 地方分権に柔軟に対応できる組織機構 — 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構 <p>2 個別整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> — 新町の組織は本庁、総合支所、支所及び出張所とし、2町村の現庁舎を有効活用する。 — 幕別町役場を本庁とし、忠類村役場を総合支所として設置する。 — 本庁は、町全体に係る施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の町域に関する事務を所掌する。 <p>総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域を対象</p>	<p>新町における事務組織及び機構については、以下の「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新町においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする。</p> <p>新町における事務組織・機構の整備方針</p> <p>1 総括方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新町移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮した組織機構 (2) 住民が利用しやすい、わかりやすい組織機構 (3) 住民の声を適正に反映することのできる組織機構 (4) 簡素で効果的な組織機構 (5) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構 (6) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構 (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構 (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構 <p>2 個別整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新町の組織は本庁、総合支所、支所及び出張所とし、2町村の現庁舎を有効活用する。 (2) 幕別町役場を本庁とし、忠類村役場を総合支所として設置する。 (3) 本庁は、町全体に係る施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の町域に関する事務を所掌する。 <p>総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域</p>

協定項目	協議会において決定した調整方針	合併協定書に記載する調整方針																																																																				
14 事務組織及び機構の取扱い(つづき)	とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌する。 __ 幕別町の支所、出張所は現行のまま存続する。	を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌する。 (4) 幕別町の支所及び出張所は、現行のとおりとする。																																																																				
15 使用料・手数料等の取扱い	1 使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金並びに減免規定のあり方について、新町において引き続き検討する。 (1)及び(2) 略 (3) 占用料、行政財産使用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。 (4)～(6) 略 2 略	1 使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金及び減免のあり方について、新町において引き続き検討する。 (1)及び(2) 略 (3) 占用料及び行政財産使用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。 (4)～(6) 略 2 略																																																																				
17 補助金・交付金等の取扱い	補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うものとする。 1 2町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。 2及び3 略	補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方について検討する。 1 2町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統合に向けて調整する。 2及び3 略																																																																				
18 町・字名の区域及び名称等の取扱い	1及び2 略 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">合 併 後</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>町村名</th> <th>字の名称</th> <th>地番</th> <th>町村名</th> <th>字の名称</th> <th>地番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>忠類村</td> <td>字忠類</td> <td>番地</td> <td>幕別町</td> <td>忠類栄町</td> <td>番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>忠類村</td> <td>字晩成</td> <td>番地</td> <td>幕別町</td> <td>忠類晩成</td> <td>番地</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	現 行			合 併 後			備考	町村名	字の名称	地番	町村名	字の名称	地番	忠類村	字忠類	番地	幕別町	忠類栄町	番地		〃	〃	〃	〃	〃	〃		忠類村	字晩成	番地	幕別町	忠類晩成	番地		1及び2 略 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">合 併 後</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>町村名</th> <th>町・字の名称</th> <th>地番</th> <th>町村名</th> <th>町・字の名称</th> <th>地番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>忠類村</td> <td>字忠類</td> <td>番地</td> <td>幕別町</td> <td>忠類栄町</td> <td>番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>忠類村</td> <td>字晩成</td> <td>番地</td> <td>幕別町</td> <td>忠類晩成</td> <td>番地</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	現 行			合 併 後			備考	町村名	町・字の名称	地番	町村名	町・字の名称	地番	忠類村	字忠類	番地	幕別町	忠類栄町	番地		〃	〃	〃	〃	〃	〃		忠類村	字晩成	番地	幕別町	忠類晩成	番地	
現 行			合 併 後			備考																																																																
町村名	字の名称	地番	町村名	字の名称	地番																																																																	
忠類村	字忠類	番地	幕別町	忠類栄町	番地																																																																	
〃	〃	〃	〃	〃	〃																																																																	
忠類村	字晩成	番地	幕別町	忠類晩成	番地																																																																	
現 行			合 併 後			備考																																																																
町村名	町・字の名称	地番	町村名	町・字の名称	地番																																																																	
忠類村	字忠類	番地	幕別町	忠類栄町	番地																																																																	
〃	〃	〃	〃	〃	〃																																																																	
忠類村	字晩成	番地	幕別町	忠類晩成	番地																																																																	

協定項目	協議会において決定した調整方針	合併協定書に記載する調整方針
19 慣行の取扱い	1 及び 2 略 3 町の木・花・鳥については、町民の一体感を醸成するため、新町において制定する。 4 名誉町民制度及び表彰については、新町において調整する。ただし、既存の名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。 5 及び 6 略	1 及び 2 略 3 町の木、花及び鳥については、町民の一体感を醸成するため、新町において制定する。 4 名誉町民制度及び表彰については、新町において調整する。ただし、既存の名誉町村民については、新町に引き継ぐものとする。 5 及び 6 略
21-2 防災関係事業の取扱い	1 及び 2 略 3 相互応援協定等については、関係団体と協議のうえ新町において調整する。 4 略	1 及び 2 略 3 相互応援協定等については、関係機関と協議し、新町において調整する。 4 略
21-6 国民健康保険事業の取扱い	1 略 2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により、急激な負担増とならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。 3～7 略	1 略 2 国民健康保険税の税率については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により、急激な負担増とならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に統一する。 3～7 略
21-8 介護保険事業の取扱い	1 略 2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。 3～5 略	1 略 2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。 3～5 略

協定項目	協議会において決定した調整方針	合併協定書に記載する調整方針
21-11 高齢者福祉事業の取扱い	<p>1～3 略</p> <p>4 在宅介護支援センター運営事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>基幹型支援センターについては、幕別地域に1カ所設置する。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 在宅介護支援センター運営事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>基幹型支援センターについては、幕別町の基幹型支援センターを新町の基幹型支援センターとする。</u></p> <p>(2) 略</p>
21-12 障害者福祉事業の取扱い	<p>1 略</p> <p>2 <u>町村障害者年金等制度及び身体障害者デイサービス事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 <u>重度心身障害児家庭見舞金及び身体障害者デイサービス事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p> <p>3～5 略</p>
21-13 その他福祉事業の取扱い	<p>1～3 略</p> <p>4 社会福祉協議会については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。また、団体助成及び委託事業については、事業内容等を検討し調整に努めるものとする。</p> <p>5及び6 略</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 社会福祉協議会については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。また、団体助成及び委託事業については、事業内容等を検討し、調整に努めるものとする。</p> <p>5及び6 略</p>
21-16 建設関係事業の取扱い	<p>1 公的賃貸住宅等の供給計画については、住宅マスタープランを新町において策定する。</p> <p>幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。</p> <p>共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。</p> <p>管理人制度は、新町において調整する。</p> <p>3～6 略</p>	<p>1 公的賃貸住宅等の供給計画については、住宅マスタープランを新町において策定する。</p> <p>幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。</p> <p>共益費については、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。</p> <p>管理人制度については、新町において調整する。</p> <p>3～6 略</p>

協定項目	協議会において決定した調整方針	合併協定書に記載する調整方針
21-17 水道関係事業の取扱い	<p>1 略</p> <p>2 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</p> <p>3 水道料金の徴収については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とする。実施は、平成18年6月からとする。 (2)及び(3) 略</p> <p>4～8 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に統一する。ただし、忠類地域については、合併する年度の翌年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し、統一する。</p> <p>3 水道料金の徴収については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とする。実施については、平成18年6月からとする。 (2)及び(3) 略</p> <p>4～8 略</p>
21-18 下水道関係事業の取扱い	<p>1～4 略</p> <p>5 個別排水処理施設使用料については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 使用料の額については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により段階的に調整し統一する。 (2)～(4) 略</p> <p>6～9 略</p>	<p>1～4 略</p> <p>5 個別排水処理施設使用料については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 使用料の額については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、忠類地域については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により段階的に調整し、統一する。 (2)～(4) 略</p> <p>6～9 略</p>
21-20 社会教育関係事業の取扱い	<p>1～3 略</p> <p>4 町村指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5～10 略</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5～10 略</p>
21-23 その他事業の取扱い	<p>1～3 略</p> <p>4 指定金融機関等については、幕別町の指定金融機関及び収納代理金融機関は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、忠類村の収納事務取扱金融機関のうち忠類村農業協同組合については、新町の収納代理金融機関として合併時に追加指定するものとする。</p> <p>5 略</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 指定金融機関等については、幕別町の指定金融機関及び収納代理金融機関は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、忠類村の収納事務取扱金融機関のうち忠類村農業協同組合は、新町の収納代理金融機関として合併時に追加指定するものとする。</p> <p>5 略</p>